

第1節 環境保全の総合的取組の推進

1 基盤的施策の推進

1-1 総合的・重点的施策の推進

(1) 流域圏づくりの推進

最近、安全でおいしい水や親水空間へのニーズの高まりが見られ、全国各地で河川の環境保全や上下流の交流・連携に取り組む事例が盛んになっています。また、河川法で河川環境の保全と整備が目的として明示されるなど、行政の側にもこうした動きに対応した変化が見られるようになっています。

三重県内には、七つの一級河川をはじめとする河川があり、それぞれ産業や生活に役立つ利用がなされるとともに、様々な問題を抱えています。そのため、河川を軸とした面的な地域を「流域圏」として捉え、山から海に至るまでを一体的にみた施策の推進を図ることが求められています。

平成9(1997)年度から流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでおり、有識者によるルネッサンス委員会での議論や流域住民との地域懇談会を経て、平成10(1998)年2月に事業推進の理念を示す宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定し、同年12月には、2010年を目標年度とした基本計画を策定しました。

平成12(2000)年度には、協働の組織である宮川流域ルネッサンス協議会が結成され、流域での活動が活発化し、平成19(2007)年4月からは、第3次実施計画「想いをかたちに」を策定して、地域主導の取組を進めています。

また、宮川流域以外の流域についても流域圏づくりの波及を進めていきたいと考えています。

(2) 日本まんなか共和国(福井・岐阜・三重・滋賀)連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取組みを進めました。

(主なもの)

- ・子ども環境会議の開催「身の回りの環境を考え、そして、行動する」(岐阜県)
- ・4県の試験研究機関による共同研究(平成13~15(2001~2003)年度 テーマ「大気中有害化学物質に関する共同研究」)成果報告、(平成16~18(2004~2006)年度 テーマ「大気中粒子状物質の総合

的研究」) 成果報告

- ・産業廃棄物不法投棄対策として県境路上検査の共同実施、廃棄物担当監視取締連絡調整会議の開催
- ・産業廃棄物不適正処理対策の強化についての検討
- ・富山県、長野県、石川県、愛知県を含めた8県で環境林づくりへの取組や、間伐材の利用促進など間伐対策についての意見交換

(3) 伊勢湾の再生

伊勢湾は私たちと深い関わりを持ち、かけがえのない資源・資産であり、県では、平成12(2000)年度に「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」を策定し、伊勢湾再生に向けた取組を推進してきました。しかしながら、近年、水環境の悪化、自然海岸の減少、海生生物の生息の場の減少など、伊勢湾の環境の悪化が懸念されており、いかに健全な姿を次世代に継承していくかが課題となっています。

このような中、平成18(2006)年度には、次の取組を進めました。

(主なもの)

- ・国と関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において、向こう10年間を対象期間とする「伊勢湾再生行動計画」を策定
- ・伊勢湾再生に向けて横断的に取り組むため、府内関係部局で構成する「伊勢湾再生連絡調整会議」を開催
- ・専門的知見の蓄積を図るため「伊勢湾学セミナーセミナー設置運営懇談会」を開催
- ・県民の皆さんをはじめとする多様な主体に対し、啓発と情報の共有化を図るために、「伊勢湾ニュースレター」を発行

また、伊勢湾総合対策協議会(岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市)において、環境問題についての研究や情報交換などを行いました。

1-2 公害防止計画

(1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条(平成5(1993)年11月までは公害対策基本法第19条)の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関係都府県知事が作成するものです。

本県においては、昭和45(1970)年12月に国の第一次地域として、四日市市、(旧)楠町、朝日町、

川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、7期計35年にわたり計画の策定を行ってきました。

平成18(2006)年度から22(2010)年度までを期間とする第8期計画からは、四日市市が対象区域となり、その概要は次のとおりです。

ア 計画地域

四日市市 1市

イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、自動車交通公害等に係る環境基準等の達成維持

ウ 計画の主要課題

(ア) 都市地域における大気汚染対策

都市地域における光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図ります。

(イ) 自動車交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図ります。

(ウ) 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾のCODに係る水質汚濁・富栄養化的防止を図ります。

エ 主要課題に係る主な施策

a. 都市地域における大気汚染対策

ベンゼン等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）対策として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく大気中への排出量、廃棄物としての移動量の届出、化学物質管理指針に基づく事業者による自主管理計画の策定を促していくとともに、引き続き、大気環境測定を実施していきます。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法、県条例及び県上乗せ条例に基づく規制基準等の遵守の徹底を図るため、引き続き、監視指導を行います。

b. 自動車交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における交通公害対策として、自動車排気ガスに係る施策の推進、低公害車の普及促進や「自動車NOx・PM法」の対策地域指定による車線規制等の発生源対策を実施するとともに、遮音壁の設置等による道路構造改善対策を実施します。また、交通管制システムやバイパス、立体交差等の整備による交通円滑化対策を実

施するとともに、引き続き、民家の防音工事等の沿道環境整備対策や監視体制の整備に努めます。

c. 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾水質汚濁・富栄養化防止対策として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき規制基準を強化するなど総量規制を引き続き実施するとともに、窒素・磷の排水基準の遵守の徹底を図ります。

また、生活排水対策として、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の施設整備を進めるとともに、ホームページ「三重の環境と森林」等を活用して普及啓発を行います。

(2) 公害防止計画に係る事業実績

ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績は表5-1-1のとおりです。

また、化学的酸素要求量(COD)負荷量は表5-1-2のとおりです。

イ 公害防止施設の整備拡充等

(ア) 地方公共団体が実施した事業

平成17(2005)年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約61億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約53億円が投資されました。

(イ) 企業が実施した事業

平成17(2005)年度には公害防止計画協力39工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額で約61億円です。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

項目	年度	
	H16	H17
燃料使用量(万㎘/年)	1,614	1,373
平均硫黄含有率(%)	0.172	0.136
排出硫黄酸化物(t/年)	1,847	1,631
排出窒素酸化物(t/年)	8,211	7,520
ばいじん(t/年)	409	275
協力工場数	39	38

(注) 1. 燃料使用量は重油換算した値です。

2. 平均硫黄含有率は重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がりの後の値です。

第5章 共通施策

表5-1-2 化学的酸素要求量(COD)負荷量実績

項目	年度	
	H16	H17
特定排出水量(万m ³ /日)	25.5	24.9
COD負荷量(t/日)	4.4	7.5
協力工場数	36	38

(注) 特定排出水とは、水質汚濁防止法に規定される特定施設から排出される水のことであり、間接冷却水などは含まれません。

1-3 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成18(2006)年度末で1,276件となっています。

2 環境汚染等の未然防止

2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

三重県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るために、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環

境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

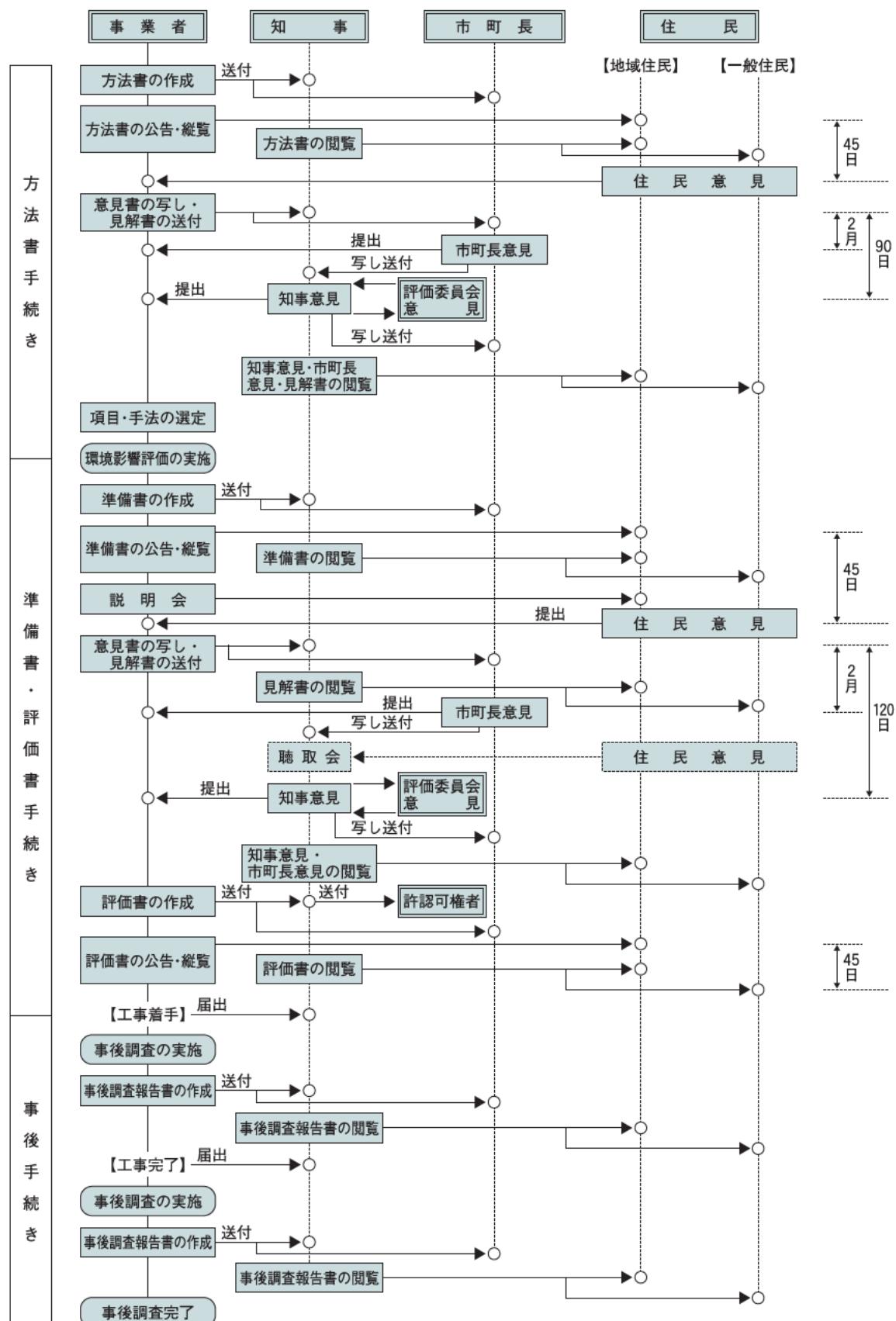
なお、条例に基づく手続きの体系は、図5-1-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成18(2006)年度末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは130件です。

平成18(2006)年度には、前年度中に提出のあったウインドパーク笠取風力発電事業に係る方法書、新たに提出のあったシャープ株式会社亀山工場コージェネレーション設備増設(第3期)事業、「三重中央開発株式会社エネルギープラザ」建設事業のそれぞれに係る方法書及び北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設事業に係る準備書について、環境影響評価委員会で審査され、環境保全上の見地から知事意見が述べられています。

また、新たに提出のあった「障害者総合福祉施設等」開発及び「土石の採取」事業に係る方法書及びウインドパーク笠取風力発電事業に係る準備書について、同委員会で審査が行われています。

図 5-1-1 三重県環境影響評価条例の手続フロー図



第5章 共通施策

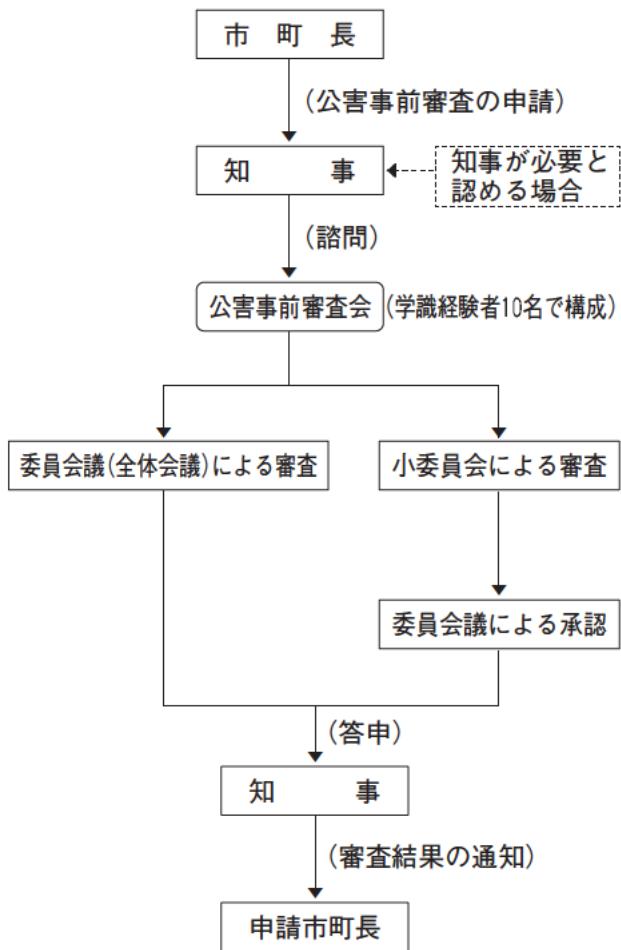
2-2 公害事前審査制度

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47(1972)年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成18(2006)年度までに審査を実施したのは、184件であり、平成18(2006)年度には5件の審査を実施しました。

図5-1-2 公害事前審査の手続き



3 健康被害の救済・予防

3-1 公害健康被害者に対する補償給付

(1) 救済対策の推移

三重県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業を始めた昭和35(1960)年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40(1965)年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44(1969)年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給が行われるようになり、昭和49(1974)年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住又は通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況を踏まえ、昭和62(1987)年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63(1988)年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

(2) 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表5-1-3 被認定者数の推移

(単位：人)

年 度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H13	532	51
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	—
H17	512	—
H18	499	—

※楠町は平成17年2月7日付で四日市市に編入合併

表5-1-4 年齢階層別被認定者数（平成19年3月31日現在）
(単位：人)

年 齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	—	—	—
15～24	—	—	—
25～39	69	40	109
40～59	53	50	103
60～64	17	29	46
65～	97	144	241
計	236	263	499

表5-1-5 疾病別被認定者数（平成19年3月31日現在）
(単位：人)

疾 病 名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	44	77	121
気管支喘息	192	186	378
喘息性気管支炎	—	—	—
肺 気 肿	0	0	0
計	236	263	499

3-2 健康被害予防事業の実施

平成18(2006)年度には次の事業(表5-1-6)を実施しました。

表5-1-6 健康被害予防事業の実施状況

実施主体	四日市市
事業名	アレルギー相談事業
対象	1歳半児及び3歳児
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行った。
実施場所	四日市保健センター
開催数又は開催月日	年12回
参加人数	114名

4 公害紛争への対応

4-1 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 公害に係る苦情処理

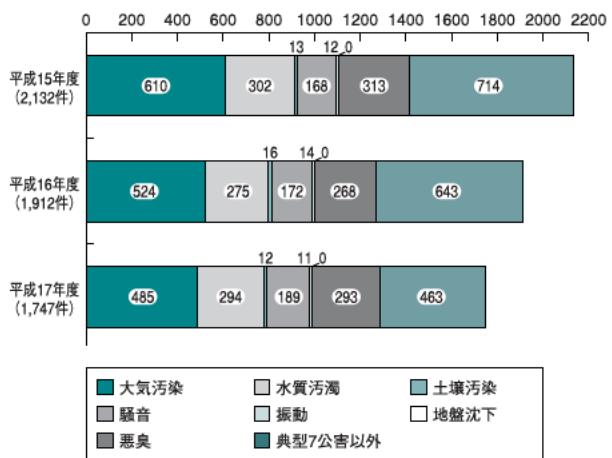
公害に関する苦情については、公害紛争処理法(昭和45(1970)年6月制定)に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、三重県では環境森林部及び各農林(水産)商工環境事務所に公害苦情相談員を配置しています。

ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成17(2005)年度に県又は市町が取り扱った公害苦情件数は1,747件でした。

図5-1-3 種類別公害苦情件数の推移



イ 地区別苦情取扱状況

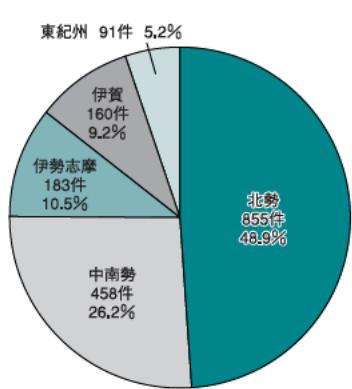
公害苦情件数1,747件を発生地域別に見ると、北勢地域が約49%、中南勢地域が約26%を占めています。

また、市郡別に見ると、四日市市、名張市、桑名市、津市の順となっています。

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、苦情件数が多い順では、野焼き等による焼却が343件(20%)と最も多く、次いで廃棄物投棄213件(12%)、自然系167件(10%)、流出・漏洩162件(9%)などとなっています。

第5章 共通施策

図5-1-4 地域別公害苦情件数（平成17年度）

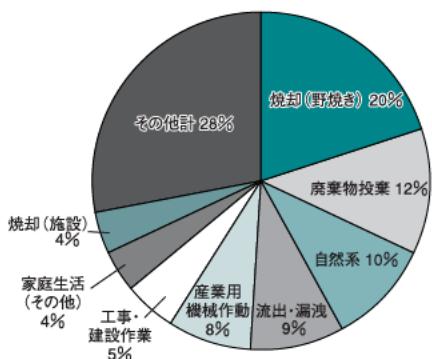


(注) 北勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中南勢…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
伊賀…伊賀市、名張市
東紀州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

表5-1-7 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処理事件名	終結区分
H17	調停	重機騒音被害防止請求事件	打ち切り
H17	調停	精密機器製造工場騒音被害防止請求事件	打ち切り
H17	調停	マンション建設工事騒音等被害防止請求事件	打ち切り
H17	調停	養鶏場水質汚濁被害防止請求事件	打ち切り
H18	調停	ペット園建設差止め請求事件	取り下げ
H18	調停	温水発生器建設差止等請求事件	和解
H18	調停	堆肥処理施設悪臭等防止請求事件	係争中

図5-1-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数の割合



(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。最近では、年間2～4件程度の調停申請があり、工場等に起因する騒音や悪臭による健康被害の防止を求めるものが多くなっています。平成18（2006）年度には、新規の調停申請が3件ありました。